様式第5号

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

八頭町長

八頭町事業所内保育事業不認可通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった（事業所内保育事業名）については、下記の理由により認可しないことを通知します。

記

　理由：

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に町長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に町を被告として（訴訟において町を代表する者は、町長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。